

令和5年度「集落の小さな同窓会事業」に係る集落等募集要領

福島県では、「大学生と集落の協働による地域活性化事業」（以下、「大学生事業」という。）の受入実績のある集落等を委託先とする「集落の小さな同窓会事業」について、以下のとおり募集します。

1 事業目的

大学生事業の受入実績のある集落等が、大学生事業への参加経験者（以下、「OB・OG」という。）等に対して、改めてつながるきっかけづくりを実施することで、互いに多様で継続的な関わりを持ち続けることを目的とします

2 業務内容

- (1) OB・OGで構成又はOB・OGを2人以上含むグループ（以下、「グループ」という。）を対象として実施する、地域の文化や風土など地域特性を活かした地域貢献活動又は体験活動等の企画・運営
ただし、これらの活動は、OB・OGが大学生事業で活動した集落等又はその周辺地域において実施するものとする。
- (2) グループと、地域住民や地域のキーパーソンとの交流会の企画・運営
- (3) 本事業で実施した取組に係る実績報告書の作成
- (4) そのほか、委託業務に付随して県から指示のあった業務

3 募集集落数

福島県内の過疎・中山間地域にある4集落等程度

4 委託期間

契約締結の日から令和6(2024)年2月29日まで

5 委託料

予算の範囲内において、40万円を上限とします。

- (1) 対象となる経費
 - ア 地域貢献活動又は体験活動等並びに交流会の企画・運営に要する経費
 - イ グループとのオンライン打合せなどに要する経費
 - ウ 報告書の作成等に係る経費
- (2) 対象外となる経費
グループの現地までの旅費や宿泊費及び飲食に係る経費
- (3) 支払時期
原則として、委託業務が完了し、完了検査に合格した後の支払いとなります。

6 資格要件

以下の全てを満たしていることが必要です。

- (1) OB・OGが大学生事業で活動した集落（ただし、同一年度内に大学生事業を行う集落は除く）又は当該集落を活動範囲としている地域団体（NPO法人、一般社団法人、任意の地域づくり団体・組織等）
- (2) 地域団体の場合、団体規約を作成していること。
- (3) OB・OGに対し、本事業への参加を呼び掛ける確実な手段を有していること。
- (4) 参加するグループは概ね10名程度であること。なお、大学生事業で活動した当時の指導教員、現役学生などが参加することも妨げない。
- (5) OB・OG、地域住民、市町村など関係者との円滑な連絡・調整を行うことができること。
- (6) 市町村からの推薦があること。

7 申請方法・採択

以下の書類を作成し、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。提出書類に基づき採択の可否を判定し、その結果をお知らせします。

- ① 申請書【様式第1号】
- ② 事業計画書【様式第2号】
- ③ 見積書【任意様式】

※ 様式は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードできます。

<令和5年度「集落の小さな同窓会事業」実施集落等の募集について>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-college5.html>

8 提出先・お問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 菊地
郵便番号：960-8670
住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）
電話：024-521-7114
FAX：024-521-7912
メールアドレス： tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

9 申請期間

令和5(2023)年5月16日（火）～令和5(2023)年7月7日（金）

※郵送の場合、当日消印有効とします。

10 その他

(1) 当該委託業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、以下に留意してください。

① マスク着用は個人の判断が基本となりましたが、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用することが推奨されます。

② 一時的に場面に応じたマスク着用等の感染対策を求める場合があります。

(2) 当該委託業務への申請又は受託に当たり、以下の経費は負担していただくこととなりますのでご了承ください。

① 委託料を超えて要する委託業務遂行のための経費

② そのほか応募等に要する経費

※福島県では委託業務の実施に伴い生じた事故等に対して一切責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください。